

平成 31 年は統一地方選挙の年にあたり、4月7日(日)に県知事・
県議会議員選挙、4月21日(日)に市議会議員選挙が行われます。

選挙の区分	投票日	告示日	期日前・不在者投票期間
徳島県知事	4月7日(日)	3月21日(祝)	3月22日(金)～4月6日(土)
徳島県議会議員 (小松島・勝浦選挙区)		3月29日(金)	3月30日(土)～4月6日(土)
小松島市議会議員	4月21日(日)	4月14日(日)	4月15日(月)～4月20日(土)

▼投票できる方

徳島県知事選挙
徳島県議会議員 (小松島・勝浦選挙区)
一般選挙

【年齢要件】 平成13年4月8日以前に生まれた方

【住所要件】

徳島県知事選挙は、平成30年12月20日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方で、徳島県議会議員一般選挙は、平成30年12月28日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。

※投票日までには県外に転出した人は、入場券が届いても投票ができなくなります。

また、本市の選挙人名簿に登録されており小松島市から引き続き県内の他の市町村へ住所を移した人で、転入地の選挙人名簿に登録されていない人は、市役所で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、小松島市での投票や新住所地で不在者投票をすることができ、(証明書の発行は、他市町村でも受けることができます。)

小松島市議会議員一般選挙

【年齢要件】 平成13年4月22日以前に生まれた方

【住所要件】

小松島市議会議員一般選挙は、平成31年1月13日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。

※投票日までには市外に転出した人は、入場券が届いても投票ができなくなります。

▼期日前投票は市役所
1階ロビーで受付

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

- ◎職務や業務に従事する場合
- ◎何らかの用事があって投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- ◎病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合
- ◎天災または悪天候により投票所に到達することが困難である場合

【場所】 小松島市役所1階ロビー

【時間】 午前8時30分～午後8時

※投票所入場券をご持参ください。

▼郵便による投票

(事前登録が必要です)

身体に重度の障害があるなど自宅療養のため外出が困難な人は、障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態が「要介護5」であれば、事前に申請し郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、自宅で投票し郵便で投票用紙を送ることができます。



【お問い合わせ先】

市選挙管理委員会事務局

(市役所3階)

☎32・3807 / FAX32・7011

Mail:senkan@city.komatsushima.tokushima.jp

